

特定施設入居者生活介護の見直し概要

入居者数

未満

30人

以上

介護専用型か否か

介護専用型特定施設
(要支援者「改正後」含まず)

○地域密着型特定施設 (第8条19項)

※地域密着型特定施設入居者生活介護
(地域密着型サービス)

- ・市町村が指定・監督権限
(第78条の2第1項、第78条の6～10)
- ・必要利用定員総数を市町村介護保険事業計画・都道府県介護保険事業支援計画に記載 (第117条第2項第1号、第118条第2項第1号)
- ・市町村介護保険計画を上回る場合には指定拒否可能 (第78条の2第5項第4号)
- ・都道府県負担割合 12.5%

○地域密着型特定施設以外の介護専用型特定施設 (第8条11項)

※介護専用型特定施設入居者生活介護

- ・都道府県が指定・監督権限
(第70条1項、第76条～第78条)
- ・必要利用定員総数を都道府県介護保険事業支援計画に記載 (第118条第2項第1号)
- ・計画を上回る場合には指定拒否可能
(第70条3項)
- ・住所地特例の対象 (第13条)
- ・都道府県負担割合 17.5%

○介護専用型特定施設以外の特定施設 (第8条11項)

※特定施設入居者生活介護 (第8条11項)

- ・特定施設に入居する要介護者[改正後]に対して行う介護サービス
- ・都道府県が指定・監督権限 (第70条第1項、第76条～第78条)
- ・必要利用定員総数を都道府県介護保険事業支援計画に記載可能
- ・計画を上回る場合には指定拒否可能
- ・住所地特例の対象
- ・都道府県負担割合 17.5%

※介護予防特定施設入居者生活介護 (第8条の2第11項)

- ・特定施設に入居する要支援者[改正後]に対して行う介護予防サービス
- ・都道府県が指定・監督権限 (第53条1項、第115条の6第1項)
- ・住所地特例の対象
- ・都道府県負担割合 17.5%

* 現行の包括型の基準・報酬とは別に外部サービス利用型の特定施設入居者生活介護の基準・報酬を新設

その他